

自治組織代表者 各位

気仙沼市長 菅原 茂

令和6年度気仙沼市生活環境整備事業補助金
(地域住民組織活動事業補助金)の交付申請について(通知)

日頃から、自治組織の運営をはじめ地域のまとめ役として御尽力いただいておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度の生活環境整備補助金(地域住民組織活動事業補助金)について、交付を希望される場合は下記のとおり申請をお願いいたします。

新年度が始まりお忙しい時期とは存じますが、手続のほどよろしくお願いたします。なお御不明な点がございましたら御連絡ください。

記

1 送付書類について

- ①生活環境整備事業補助金(地域住民組織活動事業補助金)について
- ②生活環境整備事業補助金交付申請書
- ③事業計画書
- ④収支予算書
- ⑤前金払請求書
- ⑥各書類の記載例
- ⑦世帯数一覧表

2 提出書類について

- ①提出期限 令和6年6月28日(金)
* 期限までに提出が間に合わない場合は、御連絡ください。
- ②提出書類(記載例を参考に記載して下さい。)
 - ・申請書
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書
 - ・規約
 - ・役員名簿
 - ・前金払請求書
- ③提出先 市役所ワン・テン庁舎1階 地域づくり推進課

気仙沼市 震災復興・企画部
地域づくり推進課 地域協働係
〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1番1号
TEL: 0226-22-3409 (直通)
E-mail: chiiki@kesenuma.miyagi.jp

生活環境整備事業補助金（地域住民組織活動事業補助金）について

1 補助金の算定基準について

次の区分ごとに補助金額を算定し交付されます。

区 分	内 容
① 等割	1組織に対し、64,000円
② 世帯割	1世帯あたり300円とし、4月1日における住民基本台帳の世帯数に乗じた額

(算定例)

(4月1日現在の世帯数が50世帯の場合)

○均等割	64,000円
○世帯割	$300円 \times 50世帯 = 15,000円$
合 計	79,000円

2 補助金の使途等に係る留意事項について

①補助金の使途

組織のコミュニティづくりの促進を目的とした補助金ですので、主なものとして事務費・会議費・活動費・消耗品費等に使用してください。

【補助金の使途例】

事務費 = コピー紙, トナー代等の事務用品や活動に係る通信費, 自治会保険など

会議費 = 総会や役員会など

活動費 = 新年会や懇親会, レクリエーション, 各種講座の開催, 研修会への参加など

②補助金の使用期間

当該年度の3月31日までとなります。

③補助金の返還

支出額が交付された補助金の額を下回った場合は、補助金に不用額が生じていると判断され、その分を返還していただく場合があります。

については、補助金額を上回る精算をされるようお願いいたします。

3 申請等の留意事項について

①関係書類は必ず準備願います。

事業計画書, 収支予算書, 規約, 役員名簿

※総会資料を添付することで、簡略化できるものがあります。

② 申請書類等の記入については、記載例を参考にしてください。

③ 申請書, 前金払請求書等に使用する代表者の印鑑はすべて同じものを押印願います。

(裏面に続く)

4 申請書類の提出期限について

提出期限 令和6年6月28日(金)

5 申請手続き等の流れについて

